

1990年代以降の憲法学における平和主義論

奥 野 恒 久

Abstract

In this paper, I survey the historical change of Japanese government's security policy and investigate several arguments about pacifism in the Constitution of Japan since the 1990s. In Chapter 1, by outlining the historical change of the Japan Self-Defense Forces, I criticize the concepts of "international contribution" and "proactive contribution to peace". In Chapter 2, I focus on the recent interpretation of Article 9, and point out the existence of two theories that lead to different interpretations. Chapter 3 discusses the right to live in peace in relation to judicial review. Chapter 4 reconsiders the amendment of Article 9, while paying attention to organization theory, in particular to the role played by Prime Minister. By so doing, I intend to express concern over the tendency toward hegemony in Japan.

Keywords

Article 9, Self-Defense Forces, "proactive contribution to peace", the right to live in peace

はじめに

2019年12月27日、安倍晋三政権は「中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である」、「世界における主要なエネルギーの供給源である中東地域において、日本関係船舶……の航行の安全を確保することは非常に重要である」として、自衛隊が中東地域にて情報収集活動を行うことを閣議決定した。そして2020年1月10日、河野太郎防衛大臣が「中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令」を発し、自衛隊は中東に派遣された。その法的根拠は、「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」と規定する防衛省設置法4条1項18号である¹⁾。周知の通り、中東では、2018年6月にアメリカ・トランプ政権が、これまでイランと米・露・英・仏・中・独とで合意していた「包括的共同作業計画」か

ら一方的に離脱して以降、アメリカとイランとの間で軍事衝突を含め緊張が高まっており、アメリカは2019年に有志連合の結成を呼びかけていた。日本はこの有志連合に参加はしないものの、閣議決定に「諸外国等との必要な意思疎通や連携を行う」とあるように、近年日米間での協力強化が進められているISR（情報収集・警戒監視・偵察（Intelligence, Surveillance and Reconnaissance））がなされるのである。国会審議をスキップし国民的議論を欠いたなかで、自衛隊を海外に派遣するなど、政治的にも極めて憂慮すべき事態である。

この自衛隊の中東派遣につき、単なるアメリカへの追従ではないという議論がある。中東史研究者の高林敏之は、2009年の海賊対処法、2011年のジブチへの自衛隊活動拠点の設置以降の現地の動き、さらにはジブチ政府と締結された「植民地主義的な」地位協定を検討し、「すでにジブチにおいて着々と築き上げられていた日本独自の軍事的プレゼンスをさらに強化し、

ジブチ自衛隊基地の中東における拠点基地としての機能をさらに定着させることを狙いとしたものだ」と指摘する（高林：9頁）。自衛隊の海外活動の本質を考えるにあたって、重要な指摘だと思われる。2020年9月に日本政府は、ジブチ大使に元自衛官を任命する人事を閣議決定している。自衛官出身の大使は初めてのことであり、「中東地域への関与を強化する狙いもうかがえる」と報じられている²⁾。

昨今、日本は覇権志向を強めているのではないかというのが、本稿の問題意識である。このような問題意識の下、本稿では自衛隊が海外活動を展開しだした1990年代以降に焦点を当て、その動きを概観する。そしてそれに対し、憲法学の平和主義論がどのように応じてきたかを検討するとともに、その理論的・実践的可能性について考えてみたい。

あらかじめ私の立場を明らかにしておくと、私は、日本国憲法の非軍事平和主義、あるいは「軍事によらない平和」は国内的には軍事や軍部による人権侵害を抑止し、軍部の政治への介入を阻止する点で³⁾、また対外的には他国の軍備拡大を理由に自国も軍備拡大をするという止めどない軍拡合戦（「安全保障のジレンマ」）や不信の連鎖に陥ることを防止するのみならず、それとは根本的に異なる安全保障構想を示し得る点で⁴⁾、極めて今日的な意義を有すると考えている。

以下、「国際貢献」として始まった自衛隊の海外活動を確認することから始めたい。

1. 「国際貢献」から「積極的平和主義」へ

(1) 「国際貢献」論の登場

戦力の不保持を規定する憲法9条2項のもとで、「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防御することを主たる任務とする」（自衛隊法旧3条）自衛隊を保持するにあたり、政府は、憲法は自衛権を否定していないとして、その合憲性の弁証に努める。そして、「自衛のための必要最小限度の実力」の保持は憲法上許されるという政府統一見解として定着させる⁵⁾。そこから、自衛権発動の3要件、集団的自衛権行使の

禁止、「自衛のための必要最小限度の範囲」に限られる装備、先制攻撃の禁止といった原則が確立される。いわゆる「専守防衛」論である。また、自衛隊創設時の1954年6月2日、参議院本会議では「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する」という決議を採択している。「海外出動はしない」、これが自衛隊の原点であった。それゆえ、イラン・イラク戦争時の1987年にアメリカから機雷の除去を要請されるが、政権内の反対によってこれを拒絶している⁶⁾。

1989年に「冷戦」が終結する。だが、1990年にはイラクがクウェートを侵攻・併合し、国連安保理決議678号の採択によりアメリカを中心とする多国籍軍がイラク攻撃を行う、いわゆる湾岸戦争が勃発する。当時の海部俊樹内閣は、アメリカの要請を受け自衛隊を後方支援部隊として参加させる「国連平和協力法案」を提出するが、強い反対世論と全野党の反対により廃案となる。そして日本はこの戦争に130億ドルの経費を提供するものの、クウェート政府がアメリカ主要紙に掲載した感謝広告に日本の名前がなかったこともあり、日本は「カネだけ出して汗や血を出さない」、「一国平和主義」だという批判が国内外から生じる（湾岸戦争の「トラウマ」）。これへの反応が、「国際貢献」論の直接的な出自となる。「国際貢献」論には、登場の段階から「軍事的」貢献という含意があったのである⁷⁾。

「国際貢献」論の大合唱のなか、海部内閣は、湾岸戦争終結後に停戦の成立を理由に、自衛隊法の「雑則」規定である旧99条を用いて、自衛隊の掃海艇をペルシャ湾に派遣する。そして1992年には、宮沢喜一内閣が「国連平和維持活動等協立法」を成立させ、その後、カンボジア等にPKOとして自衛隊を派遣している。このように、「海外出動はしない」という自衛隊の原点を捨て去るためのキーワードが、「国際貢献」論であった。

(2) 「国際貢献」イデオロギー

1990年代の日本外交を「『国際主義』の覚醒」と積極的に評価する議論がある。国際政治学者の添谷芳秀は、自衛隊派遣を含めたカンボジア和平への積極的関与、宮沢首相による慰安婦問題への取り組み、小渕恵三首相による「人間の安全保障」の提唱等をあげて「冷戦終焉直後の世界的趨勢に沿ったもの」で、「過剰な自己抑制でもなく日米安保への依存でもない、新たな外交の境地を拓く潜在的可能性を示していた」と主張する（添谷：73頁以下）。だが、当時の日本外交の背景を、「冷戦」の終焉と湾岸戦争の「トラウマ」に見るこの立場は、「国際貢献」を要請・支持する日本社会の構造についての分析がなされていないように思われる。

渡辺治は、「国際貢献」論の起源を1980年代の中曽根康弘内閣による、アジア諸国等への援助政策と GNP 1 % 枠の撤廃を強行した防衛政策に求める。その背景には、1980年代以降の「アメリカ帝国主義の世界秩序再編＝帝国主義同盟化の要請と日本企業の多国籍化」があるとし、1980年代の日本を、とりわけプラザ合意（1985年）以後の日本資本の海外進出を中心に、「日本における現代型帝国主義の追求期」と把握する（渡辺1996：237頁以下）。その証左のごとく、1991年には、経団連（「世界とともに生きる企業人たるわれわれの決意」5月）、日本商工会議所（「国際情勢の動向と日本の進路」9月）、経済同友会（「日本の進路」10月）の財界三団体がそろって、日本が経済大国になったとの認識のもと、世界の平和と繁栄に積極的に貢献すべきとして、自衛隊の活用と安全保障理事会の常任理事国入りを目指すよう訴えている。資本進出によって海外に膨大な「権益」を持つようになった日本の多国籍企業が、自らの海外での経済活動の保護を含む国際秩序を維持するため、自衛隊の海外活動を求めたというのが真相であり、「国際貢献」はそのイデオロギーとして機能したといえよう（森：249頁以下）。

また、国民意識においても、1980年代に「経済大国ナショナリズム」が形成されたといえる。この意識を基盤とし、「冷戦」と湾岸戦争後の1990年代になると、国民は自衛隊の海外活動に

対する批判意識を希薄化させるとともに、国連を媒介としての「国際貢献」論を受容するようになる。和田進は、「日本資本主義のありようを無批判に肯定する『豊かな生活の維持・確保』の意識は、『豊かな生活確保』のための安定的な秩序維持のための軍事力行使の体制の確立を肯定する意識へと転換する可能性を有している」（和田：252頁以下）と指摘する。

プラスイメージで語られがちな国連を通じての「国際貢献」論であるが、政府見解によると、いわゆる「人道的介入」を含む軍事活動に日本が参加することは、かりに国連決議に基づくものであっても「我が国の行為」であり憲法9条により禁じられている⁸⁾。ともすれば、必要な「国際貢献」が憲法9条に遮られているとの理解を生みかねない状況下で、国会では国連軍への「参加」か「協力」か、といった9条による「歯止め」のあり方が主として論じられていた。そのようななか、樋口陽一は「『武力による平和』に対する基本的な考え方の点で」、国連憲章と「憲法9条の掲げる理念との間に断絶があることを、あいまいにすべきではない。反対に、そのことを明らかにしたうえで初めて、日本国憲法がひとつの積極的な選択をしていることの積極的な意味を、国際社会に訴えることが可能になるはずである」（樋口：116頁）と、憲法9条の国連憲章と異なる積極の意味を主体的に追求することを主張する。今日に通じる課題だといえる。

(3) 対米重視路線の下での「専守防衛」からの離脱

1994年に北朝鮮で核開発疑惑が浮上するなか、1995年2月、アメリカの国際政治学者でクリントン政権の国防次官補であるジョセフ・ナイが「東アジア太平洋戦略報告（EASR）」を発表し、「日米関係は、アメリカの太平洋安全保障政策と地球規模の戦略目的の基盤」だとの認識を示す。「アメリカの世界的パートナーとなりうる自衛隊へ」（前田：38頁）というのが「ナイ・レポート」の意図だとされる。1996年4月、橋本龍太郎首相とクリントン大統領との首脳会談で「日米安全保障共同宣言—21世紀に向けて

の同盟」が発表され、在日米軍の行動領域を安保条約 6 条の「極東」から「アジア太平洋地域」へと拡大するとともに、日米安保協力の新たな役割分担を示す。この宣言が、日米安保条約の実質的大改定、「安保再定義」と評されるゆえんである。これを受けて1997年 9 月、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を改定し、新ガイドラインが策定される。北朝鮮の核疑惑への日米間の対応を想定したとされる新ガイドラインでは、「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力」として、後方地域支援なる軍事協力を自衛隊のみならず、国家行政機関、地方自治体、民間人にも要請できるとした。この新ガイドライン体制を法的に可能にしたのが、1999年 5 月成立の周辺事態法である。

2001年 9 月のアメリカでの同時多発テロ後、アーミテージ米務副長官が“Show the flag”と迫るなか、小泉純一郎政権は、テロ対策特別措置法を成立させて自衛隊をインド洋に派遣する。2003年 3 月にアメリカ等がイラク攻撃を始めると、今度は“boots on the ground”と迫り、小泉政権はイラク復興支援特別措置法を成立させてイラクへと自衛隊を派遣する。このイラク攻撃は国連安保理決議のないなかでのものであり、「国際法違反であることは、国際法学者の間では常識であると言ってよい」（松田：48頁）と指摘されている。国連安保理内でもアメリカの「単独行動主義」に、フランス・ドイツが鋭く批判し、安保理は「合法化できない戦争は合法化しない、と意思表示するというかたちで機能し」、「久々に、規範の弛緩と法の支配の退行にブレーキ」をかけたと評されている（最上：45頁）。

こう見てくると、1994年以降の自衛隊の海外活動は、対米関係によるものであって国連を通じての「国際貢献」ではない。また、イラク戦争時に小泉首相が、「アメリカを支持することは日本の国家利益にかなう」（2003年 3 月 5 日衆議院予算委員会）、「日本が侵略されても国連が守ってくれるわけではない」（2004年 1 月27日衆議院予算委員会）と語ったように、国益を前面に掲げそのための対米支援、自衛隊派遣と

いう論理である。

2004年に防衛計画の大綱が改定される。これまでの大綱は、「専守防衛」のもと国土防衛に必要な「限定的かつ小規模の侵略事態」に備える「基盤的防衛力構想」に立っていたが、2004年大綱は「新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとする」とし、そして「国際社会の平和と安定が我が国の平和と安全に密接に結び付いている」との認識を示す。脅威に応じた防衛力という発想は「基盤的防衛力構想」からの逸脱であり、また自衛隊の目的が国土防衛をはるかに超えて「グローバルな安全保障環境の改善」へと向かう。そしてこれらを実行するための制度編成も進む。2005年の自衛隊法の改定で統合幕僚監部が創設され、三自衛隊の単一指揮官といえる統合幕僚長が置かれる。2006年には自衛隊法 3 条が改定され、これまで付随的任務であった海外派遣が本来任務とされ、2007年には防衛省が発足し、さらに海外派遣を主任務とする中央即応連隊が創設されている。

（4）覇権志向を支える「積極的平和主義」

国益を掲げそのための対米支援という論理をさらに押し出し、実質的に「専守防衛」論を捨て去ったのが、第二次安倍晋三政権である。安倍政権下の2013年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略について」は、「政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすることである」と始め、国家安全保障を国政の最高価値に位置づける。本戦略策定にあたっての認識は、「我が国が有する多様な資源を有効に活用し、総合的な施策を推進するとともに、国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解の促進を図りつつ、様々なレベルにおける取組を多層的かつ協調的に推進することが必要」というものである。この認識から、「情報機能の強化」として特定秘密保護法が正当化され、「技術力の強化」として「安全保障の視点から……産官学の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用する」といった戦略的アプローチが多様な領域にて導かれる。これはいわば、「国家安全保障」を最上位価値として、技術・情報・教育・研究

等の分野にいたる「国家総動員」体制を構築しようというものである⁹⁾。この文書に登場し、以来、安倍政権が頻繁に用いるキーワードが、基本理念としての「国際協調主義に基づく積極的平和主義」（以下、「積極的平和主義」）である。本文書にこの基本理念の明確な定義は見られないが、本文書全体からすると、要するに、「我が国にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していく」ために、我が国も「国際社会における主要なプレーヤー」として、軍事・非軍事の両面において「日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させる」ことといえよう。とりわけ軍事に力点があることを確認しておきたい¹⁰⁾。

2014年7月1日、安倍政権は従来の政府の憲法9条解釈を変更し、集団的自衛権の行使を「限定付き」で認める有名な閣議決定を行うが、この閣議決定は従来の憲法9条下での「平和」観を大転換したものとして注目すべきである。そしてそのキーワードが、「積極的平和主義」である。すなわち、これまで憲法の平和主義により禁じられていた、自衛隊のPKOでの「駆けつけ警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」を「積極的平和主義」の立場から一定の制約の中で認めるとし、「武力の行使」を行う他国軍への後方支援を「積極的平和主義」の立場から「必要な場合がある」としたのである。つまり「積極的平和主義」なる概念は、「軍事力」によって「平和」を創出しようというものであり、しかもそれは「我が国にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していく」ためにである。

2018年12月に閣議決定された「防衛計画の大綱」は、「『開かれ安定した海洋』の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することが、平和と繁栄の基礎である」として、「平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する」、「積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を通じて平素からプレゼンスを高め、我が国の意思と能力を示す」、「米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機等の防護といった取組を一層積極的に実施する」とい

う。注目したいのが、憲法9条1項が禁じる「武力による威嚇」に道を開かぬ「プレゼンス」なるキーワードである。米軍との共同訓練や米軍への後方支援を積極的に進めることによって、日本の軍事的存在感を高め安全保障をはかるというのである。

他方、2009年以来、日本は「海賊対策」としてソマリア沖に自衛隊艦船を派遣し、ジブチに陸上自衛隊の基地をつくりアフリカに拠点化を進めている。民主党政権下の2011年以降、日本は国連PKO南スーダンミッションに（UNMISS）に自衛隊を派遣してきた。自衛隊のアフリカでの活動について、中東史を専門にする栗田禎子は、石油やレアメタン等の資源の供給源としてアフリカがアメリカと中国に注目されるなか、「日本はアメリカの活動を部分的に肩代わりするような役割を担わされつつある」（栗田：17頁以下）という。2019年12月以降の自衛隊の中東派遣の動きについては、本稿の冒頭で言及した。こう見てくると、日本の覇権志向がアメリカの覇権主義と一体となって顕在化しており、それを軍事的に支える体制が着々と整備され、実行されているのである¹¹⁾。

2. 憲法9条解釈論の変動

(1) リベラル・デモクラシーの固守か、「日本の特殊性」の強調か

自衛隊の海外活動が進められるなか、自衛隊をめぐる憲法学説にも変動が見られる。1980年代に小林直樹が、「学界の圧倒的といってよい通説によれば、この条文（憲法9条）は明らかに戦争の放棄と軍備の禁止を定めたもので、自衛隊のような存在は許されないと解するほかない」（小林直樹：44頁）と断じたように、かつて憲法学界の通説は自衛隊違憲論であった。だが2000年代になって、自衛隊を違憲としない政府解釈を受け入れている憲法学者は数多くいるとされる（長谷部2018：24頁）。その代表的論者は「穏和な平和主義」を説く長谷部恭男であろう。周知の通り長谷部は、一方で9条の文言は一義的に答えを定めた「準則」ではなく、解釈を特定の方向に導く「原理」の条項だとし、

他方で非軍事平和主義は、「平和の実現や回復につながるか否かという帰結主義的考慮とは独立」した「善き生き方」(道徳的選択)に基づく「絶対平和主義」だと批判する(長谷部 2004: 56頁)。長谷部は、「外敵侵攻の可能性があるとき、政府が実力でそれに対処する余地を全く認めない結論は、明らかに非常識である」との認識のもとに、制憲時の議論を含め、9条のテキストは「頼りにならない」、「テキストに示された理念は尊重しつつも、良識に沿った意味を文脈に即して探究することが求められる」として、「個別的自衛権のみが憲法9条の下で認められるという内閣法制局の有権解釈」は「最高裁の憲法解釈と同様、憲法典のテキストと並んで『機能する憲法』として役割を果たす」という(長谷部 2017: 450頁)。ここには、公私区分によって、リベラル・デモクラシーを固守する観点から9条解釈問題への私的価値の介入を封じるという意図とともに、仮に米中対立の激化により日本が武力攻撃を受けたとしても、不健全なナショナリズムやパニック的思考に陥ることを抑止するという現実的考慮があると思われる(長谷部 2017: 457頁)。

それに対し、「制憲者意思を、憲法科学的に確定することが可能だ」とする佐々木弘通は、制憲者意思は「『戦力』不保持」であり、この規範の基盤に日本固有の歴史的経験があることを指摘する(佐々木: 90頁)。さらに佐々木は、「戦争」を時間軸に沿って、敵国家と①戦争を行う前、②戦争時、③戦争を行った後の三局面に分け、②の局面において武装国家が戦争で犠牲者を出すのに対し、非武装国家は戦争を行わずすぐに③の局面に移行して敵国家の占領下に入るため、個人のプロパティを保全するには、非武装国家の方が優位だとする(佐々木: 95頁以下)。そして、「戦争をしない」という「日本らしさ」「日本の特殊性」を近代立憲主義という普遍的原理と対立的に捉えるのではなく、特殊性と普遍性とを不即不離と捉えることを提唱するのである(佐々木: 100頁)。

憲法9条の制憲者意思は「戦争によらざる自衛権による安全保障」であるとして、非武装による安全保障の方法論へと議論を進める麻生多

聞は、長谷部の9条解釈の方法を批判的に検討する。「原理」と「準則」を区分する長谷部の憲法解釈方法論は、ドゥオーキンの「道徳的読解」に依拠している。麻生は、合衆国憲法14条修正の道徳的読解の実践例についてのドゥオーキンの「『抽象的な道徳的言語を含む条項』の解釈は、『憲法のテキストや体系的構造、その歴史的な理解などと整合する原理』であることが求められる」との指摘を引いて(麻生: 52頁)、長谷部を批判する。すなわち、長谷部は、9条解釈において日本国憲法の全体構造を見据えた視座を欠いており(麻生: 62頁)、またアジア・太平洋戦争後の第90帝国議会の制憲会議において「『決定的な根拠としての歴史』により憲法9条解釈は制約され方向づけられる」ことを軽視している(麻生: 68頁)、というのである。

日本国憲法の歴史的な文脈や全体構造よりも良識に訴える長谷部の9条解釈の方法論や、非軍事平和主義を「善き生き方」(道徳的選択)に基づく「絶対平和主義」と決めつける長谷部の議論には、私も疑問を抱く。しかし、ここで確認したいのは、リベラル・デモクラシーを固守することを主眼とする長谷部と、歴史的・国民的共同体験を基盤とした「日本の特殊性」をも強調する佐々木・麻生との対立である。憲法が国家単位で制定されることからして、ある国の憲法がその国民の歴史的共同体験に基づいて特殊性を有することは何ら不思議ではない¹²⁾。それどころか、その特殊性が独特の国民意識や国民運動を形成し、それが今度は憲法規範を支えるということもあるはずである。だとすると、この両者の違いは日本において立憲主義をいかに形成・維持するか、という問題に通じるように思われる。

(2) 安保関連法と向き合う9条論とその課題

2014年の政府による9条解釈の変更を機に、9条論の焦点は集団的自衛権の行使をめぐるものへ移行し、そして長谷部を含む圧倒的多数の憲法学説は「集団的自衛権は違憲」という通説を形成する(木村: 128頁以下)。だがこの動向

に対し、「憲法学は、……自衛隊の憲法適合性問題を棚上げし、政府の9条解釈との整合性を問うことしかできなくなっていた」（芦部・高橋：vi頁）という高橋和之の指摘がある。高橋は、「憲法規範に反する実態が続くことは、憲法に対する規範意識を鈍磨させ、立憲主義にとって害が大きすぎる」（高橋：67頁）との危機意識から、「（立憲主義は）国民の支持なくしては生気をもちえない営為である。立憲主義を護れという呼びかけは、したがって、憲法と現実の乖離を説明し指針を与える理論なくしては、虚ろにしか響かないだろう」（芦部・高橋：vi頁）と主張する。このような憲法と乖離する現実を生みだしてきた歴代保守政権の責任を不問にするわけにはいかないが、同時に現実を変革する指針が求められていることも確かである。

非軍事平和主義について「明らかに非常識」と評する長谷部に対しても、非軍事による安全保障構想とそれへの一定の道筋を示すことで、それが私的な道徳的選択でなく公的な政策指針となりうるはずである。もちろん、安全保障政策の提言など憲法学だけで担えるものではなく学際的な研究によるしかないが、日本国憲法から規範的に導かれる政策指針を示すことは憲法学の役割であろうし、戦後日本の憲法学は重厚な蓄積を有している¹³⁾。

3. 平和的生存権論の深化

(1) 加害者にならない権利、殺さない権利

1990年代以降の自衛隊の海外活動と、理論的・実践的に対峙するにあたって注目されたのが、平和的生存権である。湾岸戦争時の多国籍軍への戦費支出と自衛隊掃海艇のペルシャ湾派遣に対し、その差止と損害賠償を求めた市民平和訴訟において、平和的生存権の侵害が主張された。ここでは、平和的生存権の内容として加害者にならない権利や、殺さない権利も含まれている（浦田賢治：597頁）。このような主張は自衛隊イラク派遣違憲訴訟でも展開される。憲法前文2段は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べ

る。日本国民は、世界中の人々が平和的生存権を有することを自覚している、言い換えると、日本国民は戦争や貧困で傷つく世界中の人々に思いを馳せる、との立場を明らかにしている。それゆえ、日本国憲法のこの立場にコミットしつつ「自己の運命に国家を引き受けよう」としている者にとって、日本がアメリカの戦争に協力し加害の側に立つことは、自らの存在を否定されたかのような苦痛を強いられるであろう。だとすると、裁判を通じてでもその救済がはかれるべきである。

だが、平和的生存権について、「裁判規範として、なんら現実的、個別的内容をもつものとして具体化されているものではない」（札幌高判1976・8・5判時821号21頁）、あるいは、そこでいう平和とは「理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえない」（最判1989・6・20民集43巻6号385頁）、などとして裁判所はその裁判規範性を認めることに消極的であった。そのようななか、2008年に自衛隊イラク派遣違憲訴訟において、名古屋高裁は「平和概念の抽象性等のためにその法的権利性や具体的権利性が否定されなければならない理由はない」として、「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、……裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合がある」と判示した。もっとも本判決も、控訴人らの具体的権利としての平和的生存権は侵害されていないとして、訴えを斥けている（名古屋高判2008・4・17判時2056号74頁）。名古屋高裁の認めた平和的生存権は、戦争協力を強制されるといった危機的事態を想定しており、その射程は極めて限定的である。とはいえ、平和的生存権の裁判規範性をともかく語ってみせたことが重要であり、裁判規範性の論証にあたっ

ては名古屋高裁の理解を基点にその意味付けを充実させるべきであろう。

しかしそれでも留意すべきことがある。蟻川恒正は、「憲法9条が、何よりも政治過程をその深い基底に沈んで縛る規範であるとすれば、それは『抽象的』であることにおいて最も典型的な役割を発揮するというべきである一方、司法過程は、個別の事案に定位し『具象的』であることによって争訟当事者にとっての問題解決に最もよく奉仕することができる」とし、「司法過程において『抽象的』ではない憲法9条論を模索することは、それ自体、ひとつのパラドクスであるといわなければならない」と主張する（蟻川：126頁）。蟻川は、砂川事件・恵庭事件・長沼事件・百里基地訴訟の4事件を検討し、農民の土地所有権のような、「尊厳」を持っていたか「根拠地」を持つ「具象的」憲法論の必要性を説くのである（蟻川：129頁以下）。

(2) 立法国賠訴訟における平和的生存権

他方、司法裁判所における「客観的憲法秩序の維持を図る訴訟のあり方を開拓し、展開してゆく可能性」（青井 2016：227頁）を追求する立場がある。2015年の安保関連法の成立を受け、主に平和的生存権が侵害されたとして、その違憲性を問う訴訟が全国で提起されている。なかでも、従来「付随的審査の衣をまとった抽象的審査」と批判されることの多かった、立法行為に対する国賠訴訟が新たな展望を開く可能性がある。「立憲主義の破壊」と評される昨今の政治状況下において、「安保関連法が『一見極めて明白に、違憲無効』である」との立場から、客観的な憲法秩序の維持機能を裁判所に託そうというのである（青井 2018：1頁以下）。

立法不作為を含む立法国賠訴訟のリーディング・ケースである在宅投票制判決（最判 1985・11・21 民集39巻7号1512頁）において、最高裁は国賠請求認容の要件を「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合」としていた。ところが、在外選挙権判決（最大判 2005・9・14 民集59巻7号2097頁）では、判例変更を

することなく「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合など」とした。この変化につき、「『立法の内容が憲法の一義的な文言に違反』という要件は『例外的』を強調するための例示にすぎないものとみなすことにより、『一義的違憲』を『明白な違憲』にまで、在外投票制判決の思考の枠組みを承継しながら実質的に緩和した」（棟居：290頁）と評価されている。また、再婚禁止期間違憲判決（最大判 2015・12・16 民集69巻8号2427頁）は、国賠法上の違法性を否定しながら違憲判断を下している。「最高裁は個別救済の観点からはその必要性が必ずしも認められない場合であっても、あえて憲法保障機能を重視することもありうべし、という方向に踏み出しているように見える」（棟居：292頁以下）、「最高裁は客観的法秩序の維持という役割を引き受けることに、本腰を入れ始めたようにも見える」（青井 2016：235頁）といった指摘も理解できるところである。

私としては、裁判所による憲法秩序維持機能にももちろん期待を寄せるし、裁判闘争が世論や運動を触発する効果は重要だと考えている。だが、この国最大の政治問題で、ときに国論を激しく二分する9条問題に、日本の裁判所が憲法に基づいて正面から向き合うかは疑問である。「せっかくの違憲訴訟の提起が合憲判決を引き出す呼び水となってしまう危険性は、真つ当な結果を生む可能性よりも、遺憾ながら高いとさえいえる」（小林武：58頁）との指摘もうなずける。愛敬浩二は「『裁判所は職責として違憲判決を出すべき』という主張を強化するために憲法裁判論を理論的に深化させていくことも大切であるが、安保関連法の下での『軍事大国化のリアリティ』によって heterogeneous な『反戦平和の経験』の持主が personal な言葉で紡ぎ出した『人格権としての平和的生存権』が具体的に侵害されているという問題を論じるこ

とのほうに、私は憲法9条訴訟の可能性を感じる」(愛敬:139頁)と述べる。裁判上の平和的生存権については、射程は限定されているがイラク派遣違憲訴訟名古屋高裁判決を基点に、具体的に精緻な権利論を論証すべきとの観点から、愛敬の立場に共感を覚える。そのうえで、加害者にならない権利や殺さない権利を含むより広い平和的生存権を実現するには、やはり国会論戦、選挙、市民運動といった民主的プロセスによらざるを得ないのではなかろうか。

(3) 憲法上の権利としての平和的生存権

「憲法規範は裁判所に向けられているだけでなく、議会や政府という政治部門も拘束する。憲法や人権の規範は政治部門において重要な働きをし、また国民の運動において大きな実際上の意味をもっている」とする浦田一郎は、平和的生存権についても、「裁判上の権利性」と区別された「憲法上の権利性」を重視し、運動や政治の場面に念頭に「広く柔軟な人権概念を形成することにも、意識的に取り組む必要がある」と主張する(浦田 1994:140頁以下)。1970年代半ばから提唱された「平和への権利」や「構造的暴力」論(君島:79頁以下)、1990年代に登場した「人間の安全保障」論(大久保:299頁以下、浦部 2007:23頁以下)といった国際的な平和理論を憲法学も吸収して、平和的生存権の概念構成も試みられている。そのさいの出発点は、日本国憲法が平和の問題を、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重する「人権」の問題として、すなわち国家の視点ではなく個人の視点で把握していることである。

本稿の注目する、加害者にならない権利や殺さない権利という平和的生存権の内容は、「安保法制に反対するママの会」のスローガン「だれの子どももころさせない」という形で広がり、共感を得た。私はかつて、イラク戦争後の2007年の世論調査を分析し、「多くの国民は、災害時での援助活動や『復興支援』を含むいわゆる『国際貢献』と、『武力行使』とを全く異質のものにとらえ、前者には好感を持つ反面、後者には強い抵抗がある」と指摘し、日本国民の平和意識は、「ただ『日本が紛争に巻きこまれなけ

ればそれでよし』というのではなく、戦争の悲惨さ自体に対する憎悪とそこで人が傷つくことへの強い感受性を伴った意識ではなかろうか」と提起した(奥野 2008:52頁以下)。もちろん、自衛隊やその海外活動の実情が国民に十分知らされておらず、また多様な困難に直面している国民の側も、日常的には軍事の問題にリアリティを持って向き合えていない状況であろう。だが、たとえば安保関連法制定時のように政権が9条に反する政策を強行し、9条改憲を現実的狙上にのせたとき、軍事や憲法問題にリアリティをもった国民は憲法9条を「抵抗の旗印」のごとく支持し、戦争自体を憎悪し、日本が「戦争をする国になる」ことを拒む意識を呼び起こすものと思われる(奥野 2017:30頁)。憲法9条には、国民意識と結びついた日本独特の法的条項以上の意味があるように思われるし、この国民の平和意識と9条に依拠した平和政策を構想することが課題ではなかろうか。

4. 自衛隊加権論に対する憲法論

(1) 自衛隊が憲法上の機関になることの問題性

2017年5月3日に安倍首相が「9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」との提案を行って以来、自衛隊加権論が改憲論議の中心に躍り出た。2018年3月に自民党がまとめた条文案は、9条の2として「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する」というものである。

あたかも現状を追認するだけで現状が変わるわけではないとの説明がなされるなか、憲法学研究者は自衛隊が憲法上の機関となることの問題性を指摘している。立憲的コントロールという見地からすると、自衛隊違憲論が「既存の組織から正統性を剥奪する」(石川:95頁)ことで、政府の側に軍事的組織の保持や権限拡大につきその必要性の説明責任を課し、限界を設定

させてきた。自衛隊が憲法に明記されるともはやこの作業は不要となり、これまで自衛隊違憲論を回避するために政府が用いてきた「自衛力」論も不要となる。「結果的には『自衛戦力』合憲論へと変更されて、9条2項の『戦力』規定は形骸化されることになる」(山内:12頁)との指摘もある。とりわけ2014年以降、集団的自衛権が行使でき、世界中で米軍の後方支援活動を行えるという大変質をとげた自衛隊、すなわち「積極的平和主義」を担う自衛隊を憲法で正当化することの重大性が共有されなければならない。

自衛隊が憲法に明記されるとは、自衛隊が最高法によって国民的に認知されるということである。それゆえ、自衛隊の活動には公共性があるとして、まさに2013年に閣議決定された「国家安全保障戦略」が語るように、自衛隊を梃として「国家安全保障」なる概念が社会の前面に出てくるであろう。防衛予算のあり方に始まり、報道や教育での自衛隊の扱い方、市民と自衛隊との日常的な接し方、さらには自衛隊員の募集のあり方に至るまで変わってくるのは必至である。他方で、「国家安全保障」を根拠とした人権制限も想定されよう。山内敏弘が述べるように、徴兵制すら違憲とはいえなくなるだろう。すなわち、「自衛隊の役務が、憲法的な公共性をもつことになれば、自衛隊のための役務の提供も、かりにそれが強制力をともなった形であれ、公共性をもつとされる公算は大きいと思われる。少なくとも、それが公共の福祉に反して許されず、憲法18条が禁止する『その意に反する苦役』に該当するとみなすことはかなり困難となってくる」(山内:33頁)といえよう。

(2) 自衛隊の組織論的問題

周知の通り、防衛省も自衛隊も憲法72条にある「行政各部」の一つであり、内閣総理大臣が内閣を代表して指揮監督することになっている。そして内閣法6条により、「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する」。自衛隊法7条は、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高指揮監督権を有する」と定めるが、ここでも、内閣総

理大臣は閣議決定に基づいて自衛隊を指揮監督することになる。ところが、加憲案9条の2のように「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊」なる文言が加えられると、どうなるだろうか。「内閣の首長たる」に特段の意味付けがなされることはないだろうか。浦田一郎は「同じ66条1項の『内閣』の『首長』規定のもとで、『内閣を代表』するコースと『内閣の首長たる』コースが分化する可能性がある。『内閣の首長たる』が再度規定された後者が、『内閣を代表』しないコースになる可能性がある。その場合には、『指揮監督』の内容も行政と軍事に分化し、自衛隊の『指揮監督』についてその管理・運営関係は72条に、部隊行動関係は9条の2に分化する。内閣総理大臣のリーダーシップを強調して、後者では閣議決定が不要とされよう。66条3項の議院内閣制の『責任』体制も形式的に維持されながら、実質的に弱化していく可能性がある」(浦田 2019:175頁)と分析する。

「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする」との文言につき、憲法学からは「あの統帥権条項の復活にはかならない」(石川:96頁)、「明治憲法時代の言葉を用いれば、統帥権を付与したのである」(山内:25頁)との指摘がなされている。2012年に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」の72条3項には、「内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する」とある。この2012年改正草案を解説した自由民主党『日本国憲法改正草案Q & A』によると、「国防軍の最高指揮権」は「内閣総理大臣が、内閣(閣議)に諮らないでも、自分一人で決定できる『専権事項』」の一つだと記している。自民党のこの思考を前提にすると、加憲案9条の2により、少なくとも部隊行動関係は閣議決定不要となるであろう。浦田が懸念するように、「自衛隊の軍事専門家の権力が増大していく可能性がある」(浦田 2019:173頁)。さらに、内閣総理大臣による自衛隊の部隊行動への指揮監督が行政権の行使でないとすれば、それは「内閣は、行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負ふ」とする憲法66条3項からして、責任を負う対象から除外さ

れるのではないか。たしかに、加憲案9条の2は、2項にて「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する」とあるが、事前承認なのかどうかも含め、法律に委ねている。おそらく自衛隊に出動命令を発する場合に国会の承認を得るといったことが考えられるが、国会による統制がこれで十分とは思われない。憲法66条3項のいう責任について、内閣は国会での審議において国会議員からの批判や質問への答弁を通じて説明責任が問われ、ときには国政調査権を通じて責任が追及される。だが、加憲案9条の2によれば、憲法66条3項を根拠とするこのような責任追及の対象から、自衛隊の部隊行動関係は外されるように思われる。国会で審議されることがないなかで、軍事にかかわる問題が内閣総理大臣と軍事専門家で処理されるという事態の危険性を、深刻に受け止める必要がある。

おわりに―覇権主義に対峙する構想指針としての平和主義

これまで見たように、自衛隊による「国際貢献」を突破口に、日本の覇権志向がアメリカの覇権主義と一体となってあらわれ、それを「積極的平和主義」と称して軍事的にも支える体制が確立しつつある。日本国憲法の描く構想とは逆向きのものと言わざるを得ない。憲法前文は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」と謳う。ここから、日本の国際社会に対する積極的な役割を読み取ろうとする議論はかつてより存在した。丸山真男は、1960年代に、「人間相互の関係を支配する」普遍的理念とは、「専制と隷従、圧迫と偏狭」の除去、「植民地主義の廃止、人種差別の撤廃」に向かっている国際社会のイメージだとし、「日本国民はみずからも平和的愛好諸国民（ピープルズ）の共同体の名誉ある成員として

の地位を実証してゆくのだという論理」だと述べ、他国依存の消極的態度ではない、とした。そして、憲法前文は「平和構想を提示したり、国際紛争の平和的解決のための具体的措置を講ずる」など日本から「国際社会を律する普遍的な理念を現実化する」よう政府に義務付けている、と主張した（丸山：44頁以下）。

丸山のいう憲法前文の、とりわけ「植民地主義の廃止」という思想からすると、日本はとりわけ東アジアにおいて、その地理的位置や植民地支配と侵略という歴史的背景、そして東アジア情勢の不安定性を根拠に日本の軍事強化が喧伝されることからして、普遍的理念に基づく責務を果たすべきであろう。そのさい、日本国民の平和意識に依拠するなら、日本政府の最低限なすべきことは、どんなことがあってもこの地域で戦争を起こさせないという役割ではなかろうか。領土問題や経済問題でどれだけ激しい対立が生じて、それを軍事的な対立にさせない¹⁴⁾、ましてや日本から戦争の火種をつくらないことである。それにはまず、日本自身が覇権志向から転換する必要がある、安保関連法の廃止は、喫緊の課題である。

ところで、自民党の加憲案9条の2は「我が国の平和と独立を守り」と国家の自衛権を当然視している。また従来の通説も、日本国憲法でも自衛権までは放棄していないとする「武力なき自衛権」論であった。だが、平和の問題を国家の視点ではなく個人の視点で把握する平和的生存権を前提にすると、国家の自衛権を当然視することはできない。青井美帆は、「国の安全は、往々にして個人の存在を忘却して語られる。その結果として国家の存続のために、国民の諸権利や諸自由が犠牲にされる危険性を、常に孕む。……憲法上は、あくまでも個人の諸権利や諸自由のために国家が存在するのである。すべての価値の淵源が個人にある以上、全ての個人の諸権利や諸自由が確保された状態を維持することこそが、国家の安全確保における正当な目的となりうる」（青井 2009：86頁以下）と主張する。国民の人権を保障するという憲法秩序を擁護する国家に限って、その安全を語ることが許されるのであり、ア・プリオリに国家の自衛

権を語るべきではない。とりわけ、日本の政治風土の下では、国家が「人為的な政治的共同体＝権力機構」としてではなく「個人を超えた価値ある共同体」と観念されがちであるだけに、一層の注意を要する（中島：5頁以下）。千葉眞は、政府による必要最小限度の自衛的行為を、国家の自衛権行使としてではなく国民個々人の自衛権に依拠した警察力の行使として、さらに自衛戦争に断固としてエスカレートさせないという条件のもとで容認する（千葉：98頁以下）。このような、国家の自衛権論を改めて批判的に検討する議論が必要だと思われる。

そのうえで、日本国憲法の平和主義を指針とした構想が、千葉のものを含め提示されている。渡辺治は、日米安保条約の見直し・廃棄のうえで、東北アジアの平和保障システムと一体となつての自衛隊の縮小・解体という道筋を描く（渡辺 2018：350頁以下）。自衛隊の解体については、水島朝穂による「自衛隊の平和憲法的解編構想」という詳細な検討があり（水島：17頁以下）、東北アジアの平和保障については、山内敏弘による研究がある（山内 2015：217頁以下）。

最後に、より大きな問題になるが、1990年代に、浦部法穂（浦部 1994：299頁以下）、浦田一郎（浦田 1995：46頁以下）、和田進（和田：256頁以下）といった憲法学者から「豊かさの問い直し」という課題が提起された。日本の覇権志向の根底にあるのは、「我が国の繁栄」なり「国益」の追求であるが、この根底自体を問い直そうとの提起であった。2011年の東日本大震災以降も政府は覇権志向を強める一方で、災害の多発や感染症の拡大もあって、多くの国民は自分らしく生きていくこと自体の難しさを痛感している。改めて、「国益」や経済成長を絶対視する国家のあり方を問い直す作業が必要となるように思われる¹⁵⁾。

注

- 1) この規定を法的根拠とすることには二つの点で問題がある。一つは、「所掌事務の遂行」という点であり、はたして閣議決定のいう「航行安全対策」なるものが防衛省の所掌事務といえるのであろうか。さらに閣議

決定は、自衛隊による情報収集活動が自衛隊法82条の海上警備行動の「要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要である」ことをあげているが、閣議決定の認識は「日本関係船舶の防護の実施を直ちに要する状況にはない」というものであり、これはいわば「後づけの理由」といえよう。もう一つは、情報収集活動を「調査及び研究」と同一視している点である。情報収集活動は近年日米間での協力が強調されている ISR の一部であり、それ自体に目的がある。手段的な位置づけである防衛省設置法 4 条18号の「調査及び研究」と同一視することはできないはずである。参照、永山：84頁以下。

- 2) 「毎日新聞」2020年9月12日。
- 3) この点から憲法9条の意義を説く議論が、今日の憲法学では有力である。たとえば、樋口陽一は、憲法9条が「日本社会そのものの非軍事化に正統性根拠を与え」、1945年を境とする、「軍事的なるものの価値転換」を根拠づけたとし、「自由の問題として第9条」を重視する（樋口 1994：117頁以下）。青井未帆は、大日本帝国憲法が軍隊の統制に失敗したことが9条論の本籍だとする（青井 2009：84頁）。石川健治も9条2項に「戦後日本の政治社会を非軍事化したことの意義」を見る（石川：19頁）。
- 4) この点で注目されるのが、戦後直後から研究され提唱されてきた非武装永世中立構想である。たとえば、恒藤恭は講和条約締結前から「日本の徹底的平和主義のありかたに適応するところの独自の永久中立保障制度」（恒藤：37頁）を提唱している。非武装永世中立について総合的に検討したものとして、澤野 2002年。
- 5) 1972年11月13日、第70回国会・参議院予算委員会 5号2頁、吉國一郎内閣法制局長官。
- 6) 当時、自衛隊による掃海作業に踏み出そうとする中曽根康弘首相に対し、後藤田正晴官房長官が「自衛隊の基本的性格は、他国からの不法な侵略を防ぐためにのみ存在を許される。したがって、その行動の限界はどこにあるのかといえ、国内に限ってのものであり、海外での武力行使だけは断じて認めるわけにはいかない」との立場から、「閣議にサインしません」と断言し、総理が派遣をとりやめたという（後藤田：185頁以下）。
- 7) 森英樹は、当時、日本で語られた「国際貢献」につき、その言葉の用いられ方から批判的に検討し、「下から『国民』が、人間の尊厳・個人の尊重を原点に、共生と連帯のなかで志向する『民際協力』営み」を対峙させ（森：248頁）、「国連による集団的安全保障システムを、その理念にそう方向で、かつあくまでも非軍事的にのみ担うとするのが、憲法の立場である」と主張した（森：272頁）。また、「国際貢献」といえば、日本の優れた技能等を途上国に移転するとの名目で、「研修」という在留資格を創設して外国人研修生を受け入

れてきた。これが現在の技能実習制度となる。しかし、その実態は多くの人権問題を内包している。非軍事のものを含め、「国際貢献」の実態を点検する必要があるだろう。

- 8) 1994年6月8日、第129国会・衆議院予算委員会18号9頁、大出内閣法制局長官。
- 9) 2020年10月、菅義偉政権下で、日本学術会議が推薦した会員候補6人を首相が任命しなかったことが問題となったが、政権側は国家安全保障戦略に沿う形の日本学術会議、さらには戦略に沿う形の日本の学術研究へと変容させることを目論んでいるものと思われる。
- 10) ヨハン・ガルトウングの「積極的平和」と異なる、安倍政権の「積極的平和主義」を批判的に検討したものととして、澤野 2015: 141頁以下、大河内: 51頁。
- 11) 日本の覇権志向という理解については、三島憲一の議論（三島: 154頁以下）に触発された。本稿は、韓国とのいわゆる徴用工問題に触れていないが、「徴用工の賠償問題への日本政府の怒りも、この覇権政治の帰結である」（三島: 159頁）という三島の主張に私は共感する。
- 12) ここでいう歴史的共同体験とは、もちろん日本国憲法を制定するにあたっての体験、端的にいうと加害・被害を含む戦争体験のことである。それゆえ、「日本の特殊性」も反戦・非軍事を指すのであって、2012年の自民党「日本国憲法改正草案」が強調する「天皇を戴く国家」としての「長い歴史と固有の文化」ではない。
- 13) 代表的なものとして、和田英夫ほか編『平和憲法の創造的展開—総合的平和保障の憲法学的研究』（学陽書房、1987年）、深瀬忠一ほか編『恒久平和のために—日本国憲法からの提言』（勁草書房、1998年）、深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』（北海道大学出版会、2008年）、水島朝穂『平和の憲法政策論』（日本評論社、2017年）などがある。憲法研究者の平和構想を概観したものととして、清水: 238頁以下。
- 14) 鈴木眞澄は、1993年の「オスロ合意」などを参考に、日本政府が主体となって、日本側が滞在費と安全性を確保することで、紛争当事者に和解交渉の場を提供する「平和のテーブル」構想を提案している（鈴木: 21頁以下）。一つの積極的な平和構想だと思われる。
- 15) 東日本大震災の後に、私はこのような問題意識から「小国主義」に言及したことがある（奥野 2012: 54頁以下）。問題意識はますます強くなるのだが、本格的な検討ができていない。「持続可能社会と平和憲法」を生涯のテーマとしたい私にとって、「小国主義」は検討課題である。なお、最近では千葉眞の議論がある（千葉: 83頁以下）。

【文献】

愛敬浩二「憲法9条訴訟と市民社会—憲法学者の立場か

ら」法社会学85号（2019年）

青井未帆「9条・平和主義と自衛隊」安西文雄ほか『憲法学の現代的論点〔第2版〕』（有斐閣、2009年）。

青井美帆『憲法と政治』（岩波新書、2016年）

青井美帆「憲法判断をめぐる司法権の役割について—安保法制違憲国賠訴訟を題材に」学習院法務研究12号（2018年）。

芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第7版』（岩波書店、2019年）。

麻生多聞『平和主義の倫理性—憲法9条解釈における倫理的契機の復権』（日本評論社、2007年）。

麻生多聞『憲法9条学説の現代的展開—戦争放棄規定の原意と道徳的読解』（法律文化社、2019年）。

蟻川恒正『尊厳と身分—憲法的思惟と『日本』という問題』（岩波書店、2016年）。

石川健治「民主主義・立憲主義・平和主義」法律時報1134号（2019年）。

上田勝美『立憲平和主義と人権』（法律文化社、2005年）。

浦田賢治「平和的生存権の新しい弁証—湾岸戦争参戦を告発する憲法裁判」浦田賢治編『立憲主義・民主主義・平和主義』（三省堂、2001年）。

浦田一郎「平和的生存権」樋口陽一編『講座・憲法学 第2巻 主権と国際社会』（日本評論社、1994年）。

浦田一郎『現代の平和主義と立憲主義』（日本評論社、1995年）。

浦田一郎『自衛隊加権論の展開と構造』（日本評論社、2019年）。

浦部法徳「『経済大国』と改憲論」渡辺治ほか『「憲法改正」批判』（労働旬報社、1994年）。

浦部法徳「平和的生存権と『人間の安全保障』」深瀬忠一ほか編『平和憲法の確保と新生』（北海道大学出版会、2008年）。

大河内美紀「国際平和支援法案の検討—修辭とその実態」森英樹編『安保関連法総批判—憲法学からの「平和安全」法制分析』（日本評論社、2015年）

奥平康弘「『平和的生存権』をめぐる—名古屋高裁の『自衛隊イラク派遣差止請求控訴審事件』判決めぐって（下）」世界781号（2008年）。

奥野恒久「改憲・改革を受容する国民意識」民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法—自由・平等・民主主義が支える国家・社会をめざして』（法律時報増刊、2008年）。

奥野恒久「平和的生存権と憲法9条」憲法研究所・上田勝美編『平和憲法と人権・民主主義』（法律文化社、2012年）。

奥野恒久「民主的非軍事平和主義の展望—時代と対峙する思想と実践」中村浩爾ほか編『社会変革と社会科学』（昭和堂、2017年）。

木村草太「集団的自衛権の三国志演義」憲法問題28

(2017年)。
 栗田禎子「混迷する南スーダン情勢と自衛隊の派兵」月
 刊憲法運動457号 (2017年)。
 後藤田正晴『政と官』(講談社、1994年)。
 小林武「『安全保障』法制に対する違憲訴訟について—
 その能否と可否」愛知大学法学部法経論集206号
 (2016年)。
 小林直樹『憲法第9条』(岩波新書、1982年)。
 阪田雅裕『政府の憲法解釈』(有斐閣、2013年)。
 佐々木弘通「非武装平和主義と近代立憲主義と愛国心」
 憲法問題19 (2008年)。
 澤野義一『永世中立と非武装平和憲法—非武装永世中立
 論研究序説』(大阪経済法科大学出版部、2002年)。
 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』(法律文化社、
 2015年)。
 清水雅彦「憲法研究者の平和構想の展開と変貌」渡辺
 治・福祉国家構想研究会編『日米安保と戦争法に代
 わる選択肢—憲法を実現する平和の構想』(大月書
 店、2016年)。
 鈴木眞澄「自民党『改憲4項目』批判—第9条には『平
 和省』こそ相応しい」憲法ネット103『安倍改憲・
 壊憲総批判—憲法研究者は訴える』(八月書館、
 2019年)。
 添谷芳秀『安全保障を問いなおす—「9条—安保体制」
 を越えて』(NHK 出版、2016年)。
 高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第4版』(有斐閣、
 2017年)。
 高林敏之「中東＜追加派兵＞はなぜ危険なのか—ジブチ
 自衛隊基地と地域情勢」憲法運動490号 (2020年)。
 千葉眞「『小国』平和主義のすすめ—今日の憲法政治と
 政治思想史的展望」思想1136号 (2018年)。
 恒藤恭『憲法問題—その解決の基準は何か』(岩波新書、
 1964年)。
 中島茂樹「憲法とは何か」京都憲法会議監修・木藤伸一
 朗ほか編『入門 憲法学—憲法原理から日本社会を
 考える』(法律文化社、2020年)。
 永山茂樹「自衛隊中東派遣と9条の相剋—世界と日本を
 15年に戻す、という課題との関係で」前衛985号
 (2020年)。
 長谷部恭男「平和主義と立憲主義」ジュリスト1260号
 (2004年) 56頁以下。

長谷部恭男「憲法の未来」長谷部恭男編『論究憲法—憲
 法の過去から未来へ』(有斐閣、2017年) 450。
 長谷部恭男『憲法の良識—『国のかたち』を壊さない仕
 組み』(朝日新書、2018年)。
 樋口陽一「戦争放棄」樋口陽一編『講座・憲法学 第2
 巻 主権と国際社会』(日本評論社、1994年)。
 前田哲男『自衛隊—変容のゆくえ』(岩波新書、2007年)。
 松田竹男「自衛隊のイラク派兵と国際法」法律時報945
 号 (2004年)。
 三島憲一「醜悪で滑稽な覇権志向—多国主義を忌避する
 日本」世界928号 (2020年)。
 水島朝穂『平和の憲法政策論』(日本評論社、2017年)。
 棟居快行「安保法制違憲国賠訴訟における抽象と具体の
 交錯」毛利透ほか『憲法訴訟の実践と理論』(判例
 時報社、2019年)。
 最上敏樹「国連は無力なのだから、国連中心の平和主義
 には意味がないのではないか」憲法再生フォーラム
 編『改憲は必要か』(岩波新書、2004年) 45頁〔最
 上敏樹執筆〕。
 森英樹「『国際貢献』論と国連」渡辺治ほか『「憲法改
 正」批判』(労働旬報社、1994年)。
 山内敏弘「『安全保障』法制と改憲を問う」(法律文化社、
 2015年)。
 山内敏弘『安倍改憲論のねらいと問題点』(日本評論社、
 2020年)。
 和田進『戦後日本の平和意識—暮らしの中の憲法』(青
 木書店、1997年)。
 渡辺治『講座 現代日本1 現代日本の帝国主義化 形成
 と構造』(大月書店、1996年)。
 渡辺治『戦後史のなかの安倍改憲—安倍政権のめざす日
 本から 憲法の生きる日本へ』(新日本出版社、2018
 年)。

付記

本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業 基盤研
 究(B)「日本国憲法第9条における専守防衛法理の研
 究：自衛権論を超えた安全保障論」(代表：山形英郎)
 の研究成果の一部である。